

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	経営経理課
委 託 業 務 名	大津市企業局旅費システム保守業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	旅費システムに関する維持管理や運用管理支援、障害時における原因分析や修理、復旧などのシステム運用に関する保守業務を行うもの。
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,485,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 東京都新宿区富久町16番5号 〔名 称〕 一般財団法人日本システム開発研究所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>大津市企業局旅費システム保守業務は、システムの仕様を正確に把握のうえ業務を行う必要があるため、その仕様を熟知したものが行わないと障害の発生や障害復旧の遅延などの要因となり事務処理に支障をきたすこととなる。</p> <p>一般財団法人日本システム開発研究所は旅費システムの開発業者であり、システムの仕様について熟知している唯一の業者である。また、システムの仕様については公開しておらず、旅費システムの運用保守業務を行うことができる唯一の業者であることから、当該業者を選定する。</p>
根 拠 規 定	<p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。